

障害児通所・入所説明要旨

(1) 主な関係法令・通知について (P 1)

留意すべき関係法令・通知を列挙して記載しております。

(2) 県独自基準の概要 (P 2～6)

県条例において、県が独自に定めた規定について記載しております。

(3) サービスの質の向上について (P 7)

適切なサービス提供に向けた注意喚起をさせていただいております。自事業所に該当はな
いか改めてご確認願います。

(4) サービス提供の記録について (P 8)

記録の目的、記録すべき内容について記載しております。記録を行うことの重要性を再確
認願います。

(5) 令和4年度の事業所運営上の留意点について (P 9～13)

従前に引き続き、運営上留意すべき点について記載しております。

なお、自己評価結果の公表について例年通知で周知させていただいておりましたが、今年
度から通知での周知はしておりませんが、当然遵守すべき責務であるため、令和3年度中に
公表を行い、当該内容について速やかに県民局へ報告願います。

(6) 実地指導での主な指摘事項 (基準条例編) (P 14～)

実地指導での主な指摘事項 (基準条例) について該当条文とともに記載しております。内
容を再確認いただくとともに、適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

(7) 実地指導での主な指摘事項 (報酬告示編) (P 33～)

実地指導での主な指摘事項 (報酬告示) について該当条文とともに記載しております。内
容を再確認いただくとともに、適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

(8) 参考資料について (P 41～)

安全管理の徹底やコロナ禍での対応等、補足説明として国厚労省通知等を掲載しておりま
す。

令和4年3月指導監査室